

短期入所生活介護
契約書 別紙

社会福祉法人 長寿村
介護老人福祉施設 横濱かなざわ翔裕園

契約書別紙

1 担当者（生活相談員）

氏名 _____

2 短期入所生活介護の内容

(1) ご利用場所 神奈川県横浜市金沢区町屋町 1 番 1 号 横濱かなざわ翔裕園

(2) ご利用期間

①令和	年	月	日から令和	年	月	日
②令和	年	月	日から令和	年	月	日
③令和	年	月	日から令和	年	月	日
④令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑤令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑥令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑦令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑧令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑨令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑩令和	年	月	日から令和	年	月	日

(3) ご利用可能施設等

居室定員 10名
リビング
機能回復訓練室
医務室
浴室（個浴槽・特別浴槽）

(4) 食事

朝食 7：40から

昼食 12：00から

夕食 18：00から

※ 原則、各ユニットのリビングにておとりいただけます。

食事は、実費をお支払いいただきます。

通常料金（第4段階の方）

朝食 380円

昼食 505円

夕食 495円

間食 65円

※食事提供の前日までにキャンセルの申し出がない場合は
各食事費用の実費を請求させていただきます

(5) 入浴

原則として、週に最低2回入浴していただけます。

(6) 介護

- 着替え介助
- 排泄介助
- おむつ交換
- 施設内の移動の付添い

- 体位交換
- 日中レクリエーション
- シーツ交換 等

- (7) 機能訓練 3階の訓練室にて機能回復訓練（マッサージ等）を行います。
- (8) 健康管理 短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
- (9) 理美容 当施設では毎週指定曜日に理美容サービスを実施しております。
- (10) 利用料 お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

①基本料金（加算単位：1日につき）

	ユニット型個室		
	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (1割)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (2割)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (3割)
要支援1	569円	1,138円	1,707円
要支援2	707円	1,413円	2,119円
要介護1	758円	1,515円	2,272円
要介護2	832円	1,663円	2,494円
要介護3	914円	1,824円	2,736円
要介護4	988円	1,976円	2,964円
要介護5	1,062円	2,124円	3,186円

②加算利用料

費目	金額	金額	金額	加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
(予)機能訓練体制 加算	13 円	26 円	39 円	1日につき	専従の機能訓練指導員を配置した 場合に加算されます
(予)個別機能訓練 加算	61 円	122 円	183 円	1日につき	個別の機能訓練実施計画を策定 し、これに基づきサービスの提供 を行った場合に加算されます
(予)療養食加算	9 円	18 円	27 円	1日につき	医師の指示箋に基づく療養食を提 供した場合に加算されます
(予)送迎加算	201 円	401 円	601 円	片道につき	送迎サービスを利用される場合に 加算されます

看護体制加算Ⅰ	5円	9円	13円	1日につき	常勤の看護師1名以上配置している場合に加算されます
看護体制加算Ⅱ	9円	18円	27円	1日につき	看護職員を最低基準配置よりも1名以上、上回って配置し且つ医療機関との連携により24時間の連絡体制を確保していること
看護体制加算Ⅲイ	14円	26円	39円	1日につき	上記加算Ⅰの要件に加え、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合に算定されます
看護体制加算Ⅳイ	25円	50円	75円	1日につき	上記加算Ⅱの要件に加え、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合に算定されます
予)生活機能向上 連携加算	218円	436円	653円	1月につき	リハビリテーションを実施している事業所又は医療施設の理学療法士等や医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別訓練計画を作成等した場合に加算されます
	109円	218円	327円	1月につき	上記要件につき、個別機能訓練加算を算定している場合
医療連携強化加算	64円	127円	190円	1日につき	医療的ケアを必要とする状態の方を受け入れた場合に加算されます
夜勤職員配置 加算Ⅱ	20円	39円	59円	1日につき	夜勤を行う介護、看護職員が最低基準配置を1人以上、上回っている場合に加算されます
夜勤職員配置 加算Ⅳ	22円	44円	66円	1日につき	上記要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算されます
(予)認知症行動・ 心理症状緊急対応 加算	218円	436円	653円	1日につき	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって認知症行動、心理症状が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合に加算されます
(予)若年性認知症	131	261	392	1日につき	若年性認知症を受入れ本人やその

利用者受入加算	円	円	円		家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
緊急短期入所 受入加算	98 円	196 円	294 円	1日につき	緊急的な短期入所利用者に対応するため居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない利用者に対してサービスを提供した場合、加算されます
在宅中重度者受入 加算（看護体制加算 Ⅰ又はⅢを算定）	458 円	916 円	1374 円	1日につき	利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業者を利用者の健康上の管理等を行わせた場合に加算されます
在宅中重度者受入 加算（1）：（看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定）	454 円	908 円	1361 円	1日につき	
在宅中重度者受入 加算（3）：（1）（2） いずれの加算も算定	450 円	899 円	1348 円	1日につき	
在宅中重度者受入 加算（4）：看護体制 加算を算定していない	463 円	925 円	1388 円	1日につき	
（予）認知症専門ケ ア加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円	1日につき	
（予）認知症専門ケ ア加算Ⅱ	5 円	9 円	13 円	1日につき	上記要件に加え、認知症介護指導者研修を修了している者を1名以上配置し、事業者又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合に加算されます

看取り連携体制加算	70 円	140 円	209 円	1日につき	看護体制Ⅱ、またはⅣイ若しくは □を算定 看護体制ⅠまたはⅢイ若しくは□ を算定し、かつ、事業所の看護職 員により又は病院、診療所、訪問 看護ステーション若しくは本体施 設の看護職員との連携により 24 時間連絡できる体制の確保 看取り期における対応方針を定 め、利用開始の際に、利用者又は その家族等に対して当該対応方針 の内容を説明し、同意を得る
口腔連携強化加算	55 円	109 円	164 円	1月に1回限り	口腔の健康状態の評価を実施した 場合において、利用者の同意を得 て、歯科医療機関及び介護支援専 門員に対し、当該評価の結果を情 報提供した場合に算定
生産性向上推進体 制加算Ⅰ	108 円	218 円	327 円	1日につき	Ⅱの要件を満たし、データにより 業務改善の取り組み成果が確認さ れている。 見守りテクノロジーを複数導入し ている 職員間の適切な役割分担の取組等 を行っている。 1年以内ごとに1回、業務改善の 時組による効果を示すデータの提 供を行う「
生産性向上推進体 制加算Ⅱ	11 円	22 円	33 円	1日につき	入居者の安全並びに介護サービ スの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員 会の開催や必要な安全対策を講じ た上で、生産性向上ガイドライン に基づいた改善活動を継続的に行 っている。 見守り機器等のテクノロジーを1 つ以上導入している。 1年以内ごとに1回、業務改善の 取組による効果を示すデータの提 供を行う事
(予) サービス提供 体制強化加算Ⅰ	24 円	48 円	72 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士 80% 以上又は勤続 10 年以上介護福祉 士 35%以上に該当した場合に加 算されます

(予) サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	39 円	59 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士 60%以上 に該当した場合に加算されます
(予) サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	13 円	20 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士 50%以上 又は常勤職員 75%以上又は勤続7年 以上 30%以上に該当した場合に加算 されます
(予) 介護職員処遇改善加算 ※1	Ⅰ 所定単位×83/1,000 Ⅱ 所定単位×60/1,000 Ⅲ 所定単位×33/1,000			1月につき	介護職員の賃金改善及び資質向上の ための計画を策定し、市区町村長に 届出を行うとともに、当該計画に基 づき、適切な措置を講じ、実施した 場合に加算されます
(予) 介護職員等特定処遇改善加算 ※1	Ⅰ 所定単位×27/1,000 Ⅱ 所定単位×23/1,000			1月につき	処遇改善加算を算定し、更なる賃金 改善及び資質向上のための計画を 策定、公表した場合に加算されます。 Ⅰ サービス提供体制強化加算等の 最も上位の区分を算定 Ⅱ 上記以外の区分を算定
(予) 介護職員等ベースアップ等支援加算 ※1	所定単位×16/1,000			1月につき	処遇改善加算を算定し、賃上げ効果 の継続に資するよう、加算額の2/3 は介護職員等のベースアップ等(※) に使用することを要件に加算されま す。※「基本給」又は「決まって毎 月支払われる手当」の引上げ

上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

※1 個別の介護度及び加算の請求項目によって金額が異なります。

③滞在費および食費(加算単位:1日につき)

		滞在費		食費
		ユニット型個室		
通常料金(第4段階)		2,006円		1,445円
負担限度額	利用者負担第1段階	820円		300円
	利用者負担第2段階	820円		600円
	利用者負担第3段階①	1,310円		1,000円
	利用者負担第3段階②	1,310円		1,300円

※ 上記の負担限度額(第1段階~第3段階の方)は、負担額の軽減制度(補足給付)による、減額認定書をお持ちの場合に適用される各段階に応じた滞在費及び食費の金額となります。

④その他の費用

費目	金額	内容の説明
嗜好品代	実費	利用者の希望により、嗜好品を提供した場合
教養娯楽費	実費／1回	希望によって参加されるクラブ活動や行事の材料費等
理美容代	2,500円／ 回 (カット代)	理美容をご利用時 ・パーマ 5,000円 ・毛染め 5,000円 ・顔そり 500円
その他の費用	実費	希望によって参加する観劇・小旅行・講習等の費用

3 短期入所生活介護利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合	1日の利用料の10%

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- 利用者が中途退所を希望した場合
- 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合にはご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4 相談・要望・苦情等の窓口

短期入所に関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者、下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口

電話番号：045-353-3080 担当部署：生活相談員

(受付時間：月～金曜日 9:00～18:00)

事業者

[事業者] 社会福祉法人 長寿村 横濱かなざわ翔裕園
(事業者番号: 1470802776)

[住 所] 〒236-0022 神奈川県横浜市金沢区町屋町 1 番 1 号

[代表者名] 理事長 神 成 裕 介 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

保証人氏名 _____ 印

